

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月16日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上富久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改める。

第4条第2項第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

第29条の3の表、読み替える字句の欄中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号ア及び第4条第2項第6号の規定は、令和4年4月1日から施行する。